

2022年1月7日

住友電気工業株式会社

## 中国特許侵害訴訟の勝訴判決のお知らせ

当社子会社である住友電装株式会社は、安波福電気系統有限公司(旧社名：徳爾福派克電気系統有限公司)および安波福電気系統有限公司煙台分公司(旧社名：徳爾福派克電気系統有限公司煙台分公司)を被告として提起していた自動車用ワイヤーハーネスのコネクタの中国特許侵害訴訟において、中華人民共和国最高人民法院による二審判決で勝訴しました。

住友電装株式会社はこれまで、上記被告が当該中国特許3件を侵害しているとして、2017年6月30日に北京知的財産法院に訴訟を提起し、2020年4月8日付の一审判决で当該特許権の侵害が認められていましたが、2020年5月11日付で安波福電気系統有限公司から中華人民共和国最高人民法院へ上訴がされたため、侵害訴訟を継続していました。

今回の二審判決でも住友電装株式会社の主張が認められ、中華人民共和国最高人民法院は、2021年9月29日、住友電装株式会社が保有する自動車用ワイヤーハーネスのコネクタに関する中国特許3件を侵害しているとして、上記被告に対して、総額2,146,800人民元(約39百万円\*)の損害賠償金を住友電装株式会社へ支払うべき旨の判決を下しました。

住友電工グループは、自社及び他社の知的財産権を尊重し、事業活動を推進しています。今後も全世界において自社の知的財産権の侵害に対しては、適切な処置を行ってまいります。

\* 2022年1月6日現在の為替レートで円換算。

以上